

産業廃棄物収集・運搬及び処分委託契約書

排出事業者：地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「甲」という。）と、収集運搬及び処分業者：〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲の事業場：佐賀県医療センター好生館から排出される産業廃棄物の収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1. （乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

〔特管〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

〔一般〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業範囲：
許可の条件：
許可番号：

◎処分に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：
産業廃棄物の種類：
許可の条件：
許可番号：

〔特管〕

許可都道府県・政令市：
許可の有効期限：
事業区分：

産業廃棄物の種類：

許可の条件：

許可番号：

2. (委託する産業廃棄物の種類及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び委託単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類及び委託単価

〔産廃〕

種類：産業廃棄物（廃プラスチック類・ガラスくず・陶磁器くず等）

単価： 円/kg

種類：産業廃棄物（非感染性産業廃棄物）（廃プラスチック類・ガラスくず等）

単価： 円/kg

〔特管〕

種類：特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）

単価： 円/kg

〔一般〕

種類：一般廃棄物

単価： 円/kg

◎処分に関する種類及び委託単価

〔産廃〕

種類：産業廃棄物（廃プラスチック類・ガラスくず・陶磁器くず等）

単価： 円/kg

種類：産業廃棄物（非感染性産業廃棄物）（廃プラスチック類・ガラスくず等）

単価： 円/kg

〔特管〕

種類：特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）

単価： 円/kg

◎感染性廃棄物容器の種類及び単価

種類：段ボール箱（50L）（バイオハザード橙）

単価： 円/個

種類：感染性産業廃棄物容器（50L）

単価： 円/個

種類：感染性産業廃棄物容器（20L）

単価： 円/個

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

〔産廃〕

事業所の名称 :

所在地 :

処分の方法 :

施設の処理能力 :

事業場の名称 :

所在地 :

処分の方法 :

施設の処理能力 :

事業場の名称 :

所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :
 事業場の名称 :
 所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :
 事業場の名称 :
 所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :
 事業場の名称 :
 所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :
 事業場の名称 :
 所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :
 事業場の名称 :
 所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :
 事業場の名称 :
 所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :

〔特管〕

事業場の名称 :
 所 在 地 :
 処 分 の 方 法 :
 施設の処理能力 :

4. （最終処分場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

--	--	--	--	--

5. (収集・運搬過程における積替保管)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ JIS C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第2版)の「容器貼付用ラベル」参照)。
4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取るものとする。

第4条 (甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条 (再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条 (義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条 (委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれ運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

第8条 (業務の一時停止)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。

2. 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

第9条（料金・消費税・支払い）

1. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して委託料を支払う。乙は、毎月業務を終了した翌月、甲に対して請求書を提出し、甲は当該請求書を受理した月の翌々月末日までに乙に対し委託料を支払うものとする。なお、請求にあたっては消費税を加算するものとする。
2. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する料金は、第2条第2項で定める単価（税抜）に基づき算出する。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に対する料金についての消費税は、甲が負担する。
4. 料金の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、甲乙協議の上、これを改定することができる。

第10条（契約保証金）

契約保証金は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則第18条第1項第3号の規定により免除する。

第11条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第12条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第13条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する費用を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第14条（遅延利息の徴収）

1. 乙の責めに帰すべき事由により、乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を指定の期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年3.0パー

2. 甲の責めに帰すべき事由により、甲がこの契約に基づく報酬又は損害賠償金を期間内に支払わないときは、乙は、その支払わない額にその期限の翌日から支払いの日まで年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を請求することができる。

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約は、有効期間を令和7年11月1日から令和8年10月31日までとする。

令和 年 月 日

